

令和6年度
磐田市立総合病院
医療情報システム更新業務における
プロポーザル実施要領

令和6年10月21日

磐田市立総合病院

1. 目的

現在の電子カルテシステム及び医事会計システムは、平成 24 年 1 月に稼働し、平成 30 年 12 月に機器更新をしたものである。情報機器の保守・対応年数は 7 年とされており、安定したシステムの稼働を確保するため適切な時期に更新をすることは不可欠である。医療の質の向上、患者サービスの向上、医療安全の推進、業務の効率化、健全経営への取組を進めるため、当院では、令和 7 年度に電子カルテシステムをはじめとする「医療情報システム」を更新することとなった。

システムの更新にあたり、技術力、企画提案力、費用対効果、プロジェクトマネジメント力、実績等、総合的に優れたシステム構築業者をプロポーザル方式により選考する。

本プロポーザルに関する内容は以下のとおりとする。

2. 業務の概要

(1) 件名

令和 6 年度 磐田市立総合病院 医療情報システム更新業務

(2) プロポーザル方式

公募型簡易プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙 2「医療情報システム要求仕様書」のとおり。

別紙 3「医療情報システム相関図」、別紙 4「部門システム IF 概要」をもとに、本プロポーザルで要求する医療情報システムの調達・構築・稼働をさせること。

(4) 仕様書等の資料配布

ア 閲覧および配布期間（データ取得）

令和 6 年 10 月 21 日（月）から選定結果の通知日まで

イ 閲覧および配布場所

以下の箇所にて閲覧および配布を行う。

・磐田市立総合病院ホームページ

※別紙 4「部門システム IF 概要」については、部門システムベンダの連絡先等個人情報を含むため、個別配布とする。（1 1）事務局まで問い合わせること。

(5) 履行場所

静岡県磐田市大久保 512 番地 3 磐田市立総合病院（以下「当院」）内

(6) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(7) 特定方式

「磐田市立総合病院 医療情報システム更新に係る選定委員会」（以下「選定委員会」）を設置し、選定する。選定は、本実施要領および仕様書に基づいてプレゼンテーションによるヒアリングを行い、最優秀提案者、優秀提案者それぞれ 1 事業者を特定する。

(8) 選定委員会

選定委員会は、16 名で構成する。ただし、委員名は非公開とする。

(9) 契約

選定委員会が特定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積書を徴収する相

手とする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴収が不可能になった場合は、次点者である優秀提案者が見積書を徴収する相手とするものとする。

(10) 提案上限金額

1,808,335,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。

※本業務は令和 6 年度から令和 7 年度にわたるものである。令和 6 年度の支払いは 0 円とし、令和 7 年度業務完了時に支払う。

※最優秀提案者となるべき者の当該申込に係る価格によっては（著しく低価格である等）、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある著しく不当であると認められたときは、その者を最優秀提案者とせず、業務見積り上限額の範囲内の価格でもってプロポーザルを行った者のうち、合計点が次に高い者を最優秀提案者とする場合がある。

(11) 事務局

磐田市立総合病院 病院事務部 経営企画課（以下「事務局」）

〒438-8550 静岡県磐田市大久保 5 1 2 番地 3

電話番号 0538-38-5000（代表）

FAX番号 0538-38-5281

電子メール byoin-keiei@city.iwata.lg.jp

担当 企画情報グループ 阿部、佐藤

3. プロポーザル参加資格要件

このプロポーザルに参加できるものは、磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止措置要綱（平成 23 年磐田市告示 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 本業務について、業務の全部または主たる部分について第三者に委任または請け負わせることなく履行できること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
 - イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者

- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 告示日から委託業者決定の日までの間に、プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が参加資格を欠くに至った場合は当該参加者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該参加者の参加を認めない、又は当該参加者を審査・選定の対象から除外する。
- (7) 提案する医療情報システムは、令和8年1月1日に稼働できること。
- (8) 一般病床が300床以上の病院施設において、提案する医療情報システムの導入実績を複数有すること。
- (9) 提案する医療情報システムは、既に製品化されたパッケージシステムであること。
- (10) 24時間365日問い合わせ可能な連絡体制を有すること。

4. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、以下のとおり。

日程	項目
①公告	令和6年10月21日（月）
②参加意思確認書等の受付期間	令和6年10月21日（月）から 令和6年10月25日（金）まで
③参加資格確認結果通知	令和6年10月28日（月）
④質疑書の受付期間	令和6年10月28日（月）から 令和6年11月8日（金）まで
⑤質疑書への回答	令和6年11月12日（火）まで
⑥参加辞退届の受付期間	令和6年10月28日（月）から 令和6年11月14日（木）まで
⑦業務提案書等の受付期間	令和6年10月28日（月）から 令和6年11月21日（木）まで
⑧プレゼンテーション審査の日程通知	令和6年11月15日（金）
⑨プレゼンテーション審査の実施	令和6年12月2日（月）
⑩審査結果の通知	令和6年12月上旬

5. 関連書類および提出書類

本プロポーザルで使用する関連書類および提出書類は、以下のとおり。

(1) 関連書類

書類	
プロポーザル実施要領	
別紙 1	医療情報システム更新 評価基準
別紙 2	医療情報システム要求仕様書
別紙 3	医療情報システム相関図
別紙 4	部門システム IF 概要

(2) 提出書類

様式	書類
様式 1 号	参加資格確認申請書
様式 2 号	参加資格確認結果通知書
様式 3 号	会社概要
様式 4 号	会社業務実績
様式 5 号	質疑書
様式 6 号	業務提案提出書
様式 7 号	要求仕様提案提出書
様式 8 号	見積書（導入金額）
様式 9 号	見積明細書（導入金額）
様式 10 号	見積書（7 年保守金額）
様式 11 号	見積明細書（7 年保守金額）
様式 12 号	参加辞退届

6. 公告

(1) 公告

本プロポーザルについて、磐田市立総合病院ホームページにて公告する。

<https://www.hospital.iwata.shizuoka.jp>

7. 参加資格の確認等

本プロポーザルの参加希望者は、(1)に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は申請書の提出期限とする。ただし提出期限までに提出しない者、または参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 様式 1 号 参加資格確認申請書

イ 様式 3 号 会社概要

- ウ 様式4号 会社業務実績
- エ 任意様式 会社パンフレット
- オ 任意様式 医療情報システム（電子カルテシステム）パンフレット
- カ 任意様式 連絡体制

(2) 資料の作成

(1) に基づく資料は、次により作成すること。

ア 同種業務の実績

- ① 同種業務の実績は、会社業務実績（様式4）により作成すること
- ② 履行が完了しているもの、または現在履行中であり一年以上経過したものに限り記載すること
- ③ 同種業務の実績は、複数記載することができる

イ 契約書の写し

(2) ア の同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しの提出が難しい場合は、発注機関の発注証明書を提出すること。

ウ 連絡体制

24時間365日問い合わせ可能な連絡体制を明確にし、提出すること。

(3) 提出期限

令和6年10月25日（金）午後5時までに提出

(4) 提出場所

事務局

(5) 提出方法

持参または郵送すること。（提出期限までに必着。）

(6) 本プロポーザルに関する説明会等は実施しない。

(7) 参加資格の有無に関しては、参加資格確認結果通知書（様式2）を令和6年10月28日（月）までに電子メールで本プロポーザルの参加希望者全員に通知する。

(8) (7)において参加資格なしと通知された者は、その資格無しの理由について令和6年10月30日（水）午後5時までに文書にて説明を求めることができるものとする。ただし、説明請求の文書を事務局へ提出すること。

(9) (8)により説明を求められた場合、説明を求めてきた者に対し令和6年11月1日（金）午後5時までに文書にて回答する。ただし、説明を求められた後、参加資格有りと判断された者については、令和6年11月1日（金）午後5時までに文書で参加資格確認結果通知書を交付する。

(10) その他

ア 申請書の作成および申込に係る費用は、参加希望者の負担とする。

イ 申請書に用いる言語は、日本語とする。

ウ 事務局は、提出された書類を参加資格の確認以外に参加希望者に無断で使用しない。

エ 提出期限後における書類の差し替えおよび再提出は認めない。

オ 提出された書類は、返却しない。

カ 提出された書類は、公表しない。

8. プロポーザル参加に関する質問

本プロポーザルで当院が要求する仕様内容について疑義解消を目的とした質問がある場合においては、次に従い質疑書により説明要求すること。

(1) 提出書類

ア 様式5号 質疑書

(2) 受付期間

令和6年10月28日(月)から令和6年11月8日(金)の午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

電子メール、持参、郵送のいずれかにより提出すること。(受付期限までに必着。)

(5) 回答

回答は参加資格を有する全ての事業者に、令和6年11月12日(火)までに随時、電子メールで回答する。同趣旨の質問が複数あった場合にはまとめて回答し、質問者の名称等については公表しない。なお、評価に関する質問については回答しない。

9. 業務提案書等の提出

参加者は、次の要領で業務提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 様式6号 業務提案提出書

イ 任意様式 業務提案書

ウ 様式7号 要求仕様提案提出書

エ 別紙2 要求仕様提案書(医療情報システム要求仕様書への回答)

オ 様式8号 見積書(導入金額)

カ 様式9号 見積明細書(導入金額)

キ 任意様式 見積書(導入金額)

ク 様式10号 見積書(7年保守金額)

ケ 様式11号 見積明細書(7年保守金額)

コ 任意様式 見積書(7年保守金額)

(2) 受付期間

令和6年10月28日(月)から令和6年11月21日(木)の午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

持参、郵送のいずれかにより提出すること。(受付期限までに必着。)

(5) 業務提案書について

ア 提出書類 (1) アおよびイ

イ 提出部数 (1) アについて代表者印押印のもの1部、(1) イについて20部を印刷製本すること。

※PDF形式としたものをCD/DVD-Rに記録し提出すること。

ウ 作成要領

① 別紙1「医療情報システム更新 評価基準」の「提案評価」に記載した評価項目の内容について、業務提案書を作成すること。

② 業務提案書はA4横書きとし、上限は本文で最大50ページまでとする。

(表紙、裏表紙、タイトルページ、会社紹介ページを除く)

また、ページ番号は必ず記載すること。

③ 文字サイズ：10.5ポイント以上

④ 印刷方法 : A4サイズ(横)にカラーで両面印刷すること。

(上綴じで簡易製本し提出すること。)

(6) 要求仕様提案書について

ア 提出書類 (1) ウおよびエ

イ 提出部数 (1) ウについて代表者印押印のもの1部、(1) エについて20部を印刷製本すること。

※Excel形式としたものをCD/DVD-Rに記録し提出すること。

ウ 作成要領

別紙2「医療情報システム要求仕様書」の要求仕様項目の全ての対応可否欄に対して「○：全て対応可能」「△：部分的に対応可能」「×：対応不可能」のいずれかで回答すること。備考欄には適宜回答に関する説明を記載すること。なお、システム改修(カスタマイズ)による対応は認めない。

(7) 見積書について

ア 提出書類 (1) オからコ

イ 提出部数 代表者印押印のもの1部、写し19部、合計20部を印刷すること。

※PDF形式としたものをCD/DVD-Rに記録し提出すること。

ウ 作成要領

本業務にかかる費用を計上し、見積書を作成すること。見積書には、項目・単価・工数等を明記し、一式表記は認めない。

(1) キは、参加者様式の見積書を提出すること。税抜・税込併記の見積総額を提示すること。

① 導入金額

本業務の導入にかかる費用を計上すること。

② 7年分の保守金額

令和8年1月から令和14年12月までの年度毎の保守にかかる費用を計上すること。

(8) 提出書類の取り扱いについて

ア 提出書類の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出された書類は、公表しない。

10. 業務提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査および評価方法

受託業者の選定にあたっては、選定委員会において、別紙1「医療情報システム更新 評価基準」について当院の審査基準に則り評価する。

(2) プレゼンテーションの実施について

業務提案書の記載内容について評価するため、プレゼンテーションを以下の日程で実施する。一参加者あたりの説明は30分以内、質疑応答は10分以内とする。また、プレゼンテーションの参加人数は5名以内とする。なお、参加者数によって、時間は変更する場合がある。

なお、プレゼンテーションは業務責任者（プロジェクトマネージャ）が行うこと。

ア 日付 令和6年12月2日（月）

イ 場所 磐田市立総合病院 周産期母子医療センター 1階講堂

プレゼンテーション用の資料は業務提案書の抜粋版でも可とする。（ただし、提出した業務提案書への追加及び修正は認めない。）

※プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは当院において準備するが、その他必要とする機材については、参加者が手配し事務局と調整すること。

(3) プロポーザルの審査は次の各号による。

ア プロポーザルの審査は、別紙1「医療情報システム更新 評価基準」の「提案評価」に定める評価項目について審査し、得点を基準に選定委員会による合議のうえ総合評価点が高かったものを最優秀提案者（以下「特定業者」という。）として選定する。

イ 審査結果については、参加者全員に通知するとともに公表する。

ウ 特定業者が、「7. 参加資格の確認等」に掲げる資格を満たさなくなった場合は、次点の者を特定業者とする。

(4) 失格条項等

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 「2. 業務の概要」の「(10) 提案上限金額」を超えたもの。

キ 別紙2「医療情報システム要求仕様書」で指定した必須項目に対して、部分的に対応可能「△」又は対応不可「×」で回答したもの。

ク プレゼンテーション審査の開始時間に遅刻したもの。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

ケ その他実施要領等において示した参加条件等に違反したもの。

(5) 特定業者（優先交渉権者）の通知について

選定結果については、令和6年12月上旬に参加者に対し電子メールで通知した後、当院ホームページにて公開する。非特定業者のうち、特定業者の決定結果に対して不服がある者は、特定業者決定の公表を行った翌日から起算して5日（休日は除く）以内に書面により、病院事業管理者に対し、非特定理由についての説明を求めることができる。

(6) 特定業者

特定業者（優先交渉権者）は、当院と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、1ヵ月以内に協議が整わない場合は、次点の優秀提案者を特定業者とし、契約の協議を行うか、または本プロポーザルは不調とする。

1 1. 評価に関する事項

選定委員会により評価する。

(1) 評価分類

審査における評価は技術評価と提案評価とし、別紙1「医療情報システム更新 評価基準」に示すとおりとする。

ア 技術評価（要求仕様書の回答）

要求仕様の充足度（対応可否の回答）により、評価項目別に評価を行う。また、評価項目内の詳細項目については、必須項目と加点項目（当院として重きを置く）の2種類とする。

イ 提案評価

業務提案書及びプレゼンテーションにより、評価項目別に評価を行う。

(2) 評価基準

ア 技術評価点

技術評価点は、600点満点とする。

9（1）エの要求仕様提案書に対する提案者の回答を評価する。

必須項目および加点項目に対して、「○：全て対応可能」と回答された場合に、1点とする。なお、「△：部分的に対応可能」と回答された場合には、当院の要求を満たさない部分があるため、0点とする。

$$\text{技術評価点（少数点以下切捨）} = 600 \times \frac{\text{要求仕様項目「○」数}}{\text{要求仕様項目総数}}$$

イ 提案評価点

提案評価点は、400点満点とする。

業務提案書およびプレゼンテーションの内容を評価する。

評価項目は、9分野23項目とし、分野毎に評価する。

$$\text{提案評価点（小数点以下切捨）} = \frac{\text{選定委員会委員（16人）の点数合計}}{\text{選定委員会委員人数（16人）}}$$

ウ 総合評価点

総合評価点は、技術評価点と提案評価点を合計した1000点満点とする。

総合評価点 = 技術評価点 + 提案評価点

なお、最も高得点だった提案が複数ある場合は、技術評価点が高得点であった提案を最優秀提案者とする。技術評価点も同点の場合は、提案評価点の評価項目「導入費用の抑制」の点数が高い提案を最優秀提案者とする。上記も同点の場合は、選定委員会にて決定する。

(3) 品質の確保

品質を確保するため、総合評価点の5割未満（要求水準）の点数であった場合は失格とする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加資格確認申請書提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式12号）を使用し、参加辞退届を令和6年11月14日（木）午後5時までに事務局宛に、持参もしくは郵送すること。（提出期限までに必着。）
- (3) 本プロポーザルにおいて、当院の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者、優秀提案者の特定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、当院の要求水準を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として特定する。
- (4) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 参加希望者および参加者は、当院が提供した資料で得られた情報について、この目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (6) 禁止事項
調達への参加資格確認申請後、事務局以外に本調達に関する質疑等をしないこと。
- (7) 契約について
 - ア 業務委託に関する契約
業務委託契約の締結については、特定業者と受託契約を締結するものとし、契約金額は提出する見積書（様式8号）の積算内訳を超えないものとする。
 - イ 保守業務における契約
保守金額については年度ごとに契約を締結することとする。契約方法等は本業務の受託契約締結時に詳細事項等を受託者と協議し決定する。ただし、個別契約における契約金額については、当該年度の個別事情を考慮し、本調達における見積書（様式10号）に記載した金額を基本に契約締結時に協議し決定する。システム構築後7年分の保守金額も本プロポーザルの評価の対象とするため、契約金額は提出する見積書（様式10号）の積算内訳を超えないものとする。
なお、本業務の受託者が特別な理由により直接契約を締結できない場合は、事務局と協議し、見積明細書（様式11号）内の補足説明欄に保守契約予定事業者名を記載すること。
- (8) この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。
- (9) この要領は、令和6年10月21日（月）から施行し、特定業者との契約が締結された日の翌日にその効力を失う。